

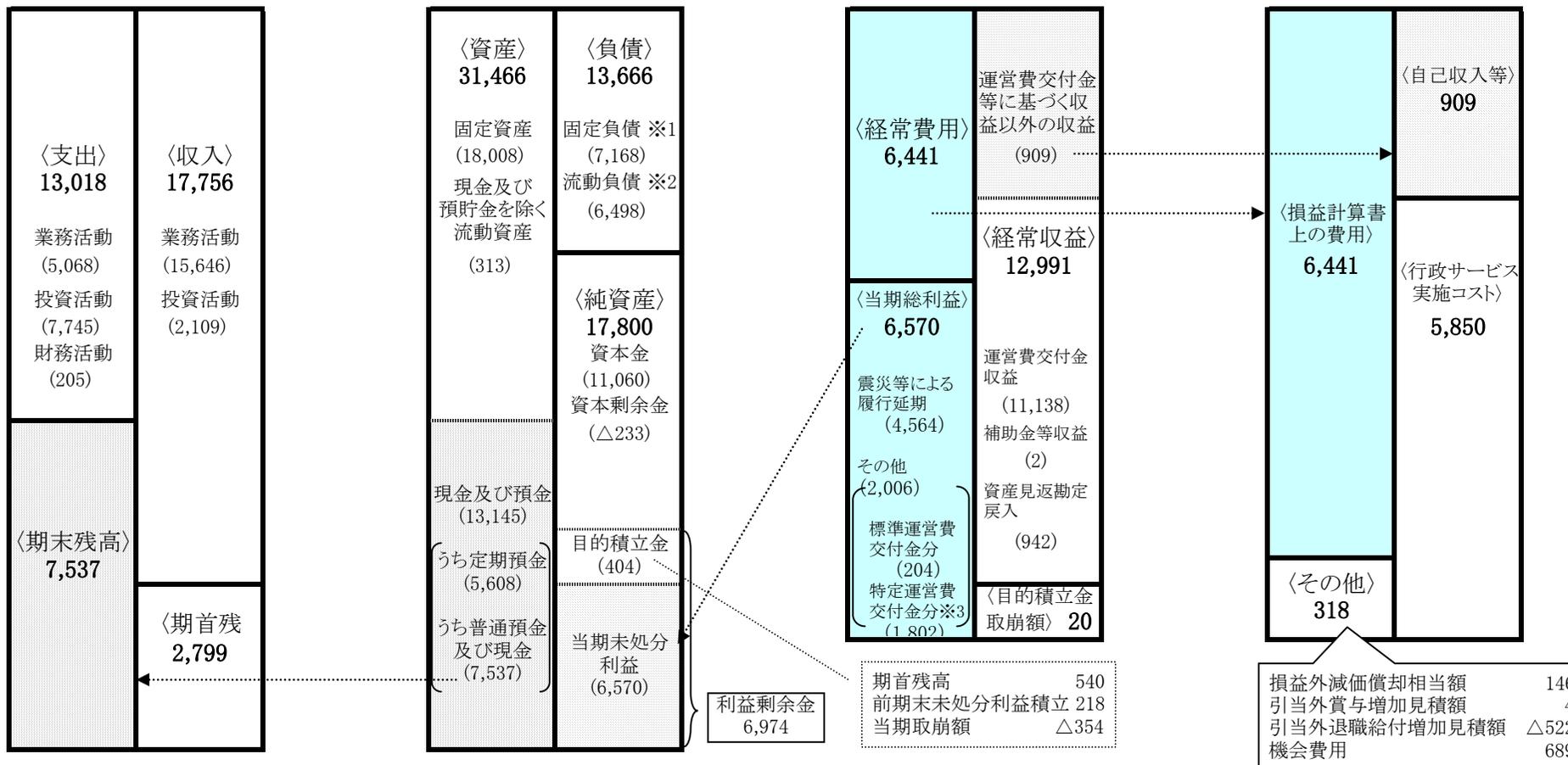
1 東京都立産業技術研究センターの財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1) 法人は、毎年度事業終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その認定を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成22年度財務諸表の概要及び相互関連図

(単位:百万円)

キャッシュフロー計算書 (会計期間の活動区分別資金の流れ) **貸借対照表** (期末日の財政状態) **損益計算書** (期間内の運営状況) **行政サービス実施コスト計算書** (都民負担に帰すべきコスト集約)



※1 固定負債のうち7,165百万円は資産見返負債(対前年比2,597百万円増)

※2 流動負債のうち、未払い金6,394百万円(対前年度 5,375百万円増)
うち、2,227百万円は震災による事故繰越分

※3 産業支援拠点再整備事業、退職手当等

(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。